

福岡県公報

平成二十年十月二十九日
第二千八百九十一号

増刊 ①

選挙管理委員会
目次

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 小倉南区の項中

国立小倉病院 北九州市小倉南区春ヶ丘一〇番一号

小倉医療センター 北九州市小倉南区春ヶ丘一〇番一号

改める。

定価
一箇月一
三五〇円
(税込・郵便料別)